

## さいたま市水道局告示第170号

市有地売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年12月22日

さいたま市水道事業管理者 小島豪彦

### 1 売扱財産

#### (1) 所在地、面積及び予定価格（最低入札価格）

物件番号	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )		予定価格 (最低入札価格)
		公簿	実測	
4	岩槻区大字柏崎字上組1210番3	165.00	159.95	1,919,400円
5	岩槻区原町1475番2	49.00	47.52	2,233,440円
6	西区大字植田谷本字前通623番2	198.00	198.15	5,684,923円

（売扱財産の詳細は、市有地売却のしおりに記載するとおり。）

#### (2) 利用上の制限

ア 契約締結の日から5年を経過する日までの間、売扱財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

イ 契約締結の日から5年を経過する日までの間、第三者をして売扱財産を(2)アに掲げる用に供させてはならないこと。第三者に所有権を移転する場合にあっても、同様とすること。

### 2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 本入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条各号に掲げる者

### 3 売却のしおりの配布

#### (1) 配布場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課  
担当 資産マネジメント係 電話 048(829)1190

イ さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課  
担当 管財係 電話 048(714)3079

ウ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/001/p124905.html>

#### (2) 配布期間

令和7年12月22日（月）から令和8年2月18日（水）まで（3(1)ア・イにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

### 4 入札参加申込

(1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月18日（水）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付場所

3(1)イに同じ

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼誓約書

イ 住民票（申込者が個人の場合に限る。）

ウ 商業登記簿謄本（申込者が認可地縁団体以外の法人の場合に限る。）

エ 認可地縁団体であることを証明する書類（申込者が認可地縁団体の場合に限る。）

※イからエまでに掲げる書類は、申込みの日前1月以内に発行されたものに限る。

(5) 入札保証金

ア 入札金額の100分の5以上の額を納付すること。

イ 落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は返還しないものとする。

5 入札手続

(1) 入札方法

郵便入札（入札書を郵送（一般書留又は簡易書留）により提出する方法）とする。

(2) 入札書の到達期限

令和8年3月4日（水）

(3) 入札書の送付先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(4) 入札の無効

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第27条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

6 開札等

(1) 開札日時

令和8年3月5日（木）午前10時00分

(2) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 開札への立会い

入札参加者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札に立ち会うことができる。

(4) 落札者の決定方法

1(1)に定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき価格の入札者が2人以上であった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きを行う日時は、6(1)の開札日時とは別に設定する。

(5) 契約期限

令和8年3月12日（木）（ただし、くじ引きにより落札者を決定した場合にあっては、当該く

じ引きを行った日の翌日から起算して7日後とする。)

## 7 その他

詳細は、市有地売却のしおりによる。